



オーストラリア大使館東京
ビザ課

Prospective Marriage (婚約者) ビザ (サブクラス 300)

申請者及びスポンサー用の申請書類チェックリスト

このチェックリストには、Prospective Marriage (婚約者) ビザ (サブクラス 300)申請に必要な情報及び必要書類を記載しています。また、個々のケースにより、追加で必要となる可能性のある書類も記載しています。

申請に関わるパスポートを含む必要書類は、全てコピーをご提出下さい。審査中に書類の認証コピーや原本の提出を求められる場合もあります。

英文で書かれていない書類に関しては、オーストラリア公認翻訳者 - NAATI

(<http://www.naati.com.au>) またはプロの翻訳者による英文翻訳が必要です。日本在住の申請者は、翻訳された文書は翻訳業者のレターヘッドを使用したもの、または社印・認証印の押印、翻訳業者／翻訳者の連絡先が明記してあるものをご提出下さい。

申請の際は、書類漏れ・記入漏れのないようご確認下さい。書類に不備があった場合、補足書類の提出を求められる場合もありますが、申請時に提出した書類のみで審査・結果を出す場合もありますのでご了承下さい。

注記: ビザの条件を満たすことが出来ずに不許可となった場合や、申請を取り下げた場合でも、申請料金は返金出来ませんのでご了承下さい。

このチェックリストは、印刷して申請書の表に添付して下さい。

申請者

申請用紙・申請料金・その他	✓
申請書 Form 47SP, Application for migration to Australia by a partner (書類申請の場合のみ)	
申請料金	
代理申請	✓
代理申請用紙 Form 956, Advice by a migration agent/exempt person of providing immigration assistance または 代理申請用紙 Form 956A, Appointment or withdrawal of an authorised recipient	
身元確認書類	✓
有効なパスポートのコピー（認証コピーが好ましい）：顔写真、個人情報、署名、全てのビザ・出入国記録・ビザ申請記録が記載されているページは全てコピー。 注記: ビザ審査中、審査官よりパスポートの原本提出を求められることがあります。	
証明写真 1 枚：パスポートの写真サイズ	
日本国籍以外の方: 外国人登録証明書、または在留カード（両面コピー）	
申請者及び申請者の世帯に含まれている方全員の出生証明書 (i.e. 子供) – オーストラリア永住のために申請者と共に永住ビザ申請をしている・していないに関わらず全員必要です。家族関係を証明する書類、身分証明書も必要です。日本国籍の方は戸籍謄本を、韓国籍の方は家族関係簿をご提出下さい。	
申請者の離婚証明書(該当する場合のみ)	
18 歳未満の子供が申請に含まれている場合 – 両親がこの申請に含まれていない限りは以下の書類が必要とされています: <ul style="list-style-type: none">• 申請に含まれていない親が、オーストラリアのビザ発給を許可する同意書に署名したもの、また、同行しない親のパスポート 参照: Form 1229, Consent form to grant an Australian visa to a child under the age of 18 years;• 同行しない親の同意がなくとも、同行する親が（子供の居住場所を指定出来る）全親権を持っていることが明記されている、裁判所からの通知	
配偶者以外の、18 歳以上の方が申請に含まれている場合: <ul style="list-style-type: none">• 申請書 Form 47a, Details of child or other dependent family member aged 18 years or over	
人物審査に関する書類	✓
申請者または申請に含まれている方が、軍隊勤務経験のある場合（全ての国対象）：軍歴	

証明書または除隊証明書の認証コピー	
<p>申請者及び申請に含まれている 16 歳以上の方々は、下記の書類が必要（全員対象）：</p> <ul style="list-style-type: none"> 16 歳以降、オーストラリアに合計で 12 か月以上滞在したことがある場合は Australian National Police Check（オーストラリアの犯罪経歴証明書） 過去 10 年間に合計 12 か月以上滞在した全ての国からの犯罪経歴証明書（16 歳以降の渡航歴が対象） <p>参照: 人物審査及び犯罪経歴証明書の条件について</p>	
<p>申請用紙 80 – <i>Personal particulars for assessment including character assessment</i></p> <p>参照: Form 80 - <i>Personal particulars for assessment including character assessment</i> http://www.border.gov.au/Forms/Documents/80.pdf#search=form%2080</p>	
健康診断	✓
<p>オンライン申請者:</p> <p>オンラインでビザ申請を行った場合、病歴に関する情報をオンラインから入力し、Referral レターをダウンロードして下さい。</p> <p>書類申請者:</p> <p>書類でのビザ申請を行った場合、ビザ審査先から Health Examination リストが送られます。</p> <p>参照: ビザ申請用の健康診断について</p>	
申請者とスポンサーの関係を示す書類	✓
<p>申請者・申請に含まれている方が、過去に配偶者を亡くした、離婚した、又は永久的に離別したことがある場合: 死亡証明書や離婚証明書のコピー、又は離別についての宣誓供述書</p> <p>日本国籍の申請者は戸籍謄本を提出。</p>	
成人として、申請者とその婚約者が直接会ったことがあり、個人的にお互いを知っているということがわかる証明書類	
<p>このビザが発給されてから、9 ヶ月以内に申請者が婚約者と結婚を予定していることがわかる証明書類。</p> <ul style="list-style-type: none"> 挙式を取り扱う、公認の marriage celebrant からのレター 上記のレターは、必ず marriage celebrant のレターヘッドを使用し、marriage celebrant の署名・レターの日付・挙式予定場所、挙式予定日（または期間）等の内容が全て記載されていることを確認して下さい。 挙式予定日までにはビザの結果が出なかった場合は、ビザ審査中に、再調整後の挙式予定日が記載された marriage celebrant からのレターを再度提出していただくよう、お願いする場合があります。 	
申請用紙 Form 888, Statutory declaration by a supporting witness in relation to a Partner or Prospective Marriage visa application	
申請者とスポンサーの関係を示す供述書。例:	

<ul style="list-style-type: none">• 初めて会った時の詳細（どのように、いつ、どこで等）• どのように関係を育んできたか• 婚約日• 共同に行っていること• 2人の関係の記録に残る重要な出来事• 夫婦としての将来の計画	
<p>下記に挙げた 4 つの観点から見て、申請者とスポンサーの関係が純粹で現在も継続していることを証明する書類:</p> <ul style="list-style-type: none">• 経済面• 家事の分担面• 社会との関わりに関する面• 互いの人生の、密な係り合い・信頼に関する面 <p>証拠書類の種類に関する情報は、ブックレット 1, Partner Migration の 40 ページから 41 ページをご覧ください。</p>	

スポンサー

申請用紙	✓
申請書 Form 40SP, Sponsorship for a partner to migrate to Australia (書類申請の場合のみ)	
身元確認書類	✓
オーストラリア国籍証明書またはオーストラリア永住権保持者であることを証明する書類(例: オーストラリアのパスポートコピー、オーストラリアの永住ビザ、 Australian citizenship certificate 等); または 資格のあるニュージーランド国籍保持者であることを証明する書類 (例: ニュージーランドのパスポートに、オーストラリアの出入国スタンプが押されているページのコピー) 参照: eligible New Zealand citizen (資格のあるニュージーランド国籍保持者) とは	
証明写真 1 枚: パスポートの写真サイズ	
スポンサーの離婚証明書(該当する場合のみ)	
人物審査に関する書類	✓
<ul style="list-style-type: none"> • Australian National Police Check (オーストラリアに一度も渡航したことがない方以外は、滞在期間及び年齢に関わらず提出); また • 過去 10 年間に合計 12 か月以上滞在したことのある、全ての国からの犯罪経歴証明書 (16 歳以降の渡航歴が対象) 参照: 人物審査および犯罪経歴証明書の条件について	
その他	✓
雇用証明書	